

2012年12月25日 全19頁

主要政党の政策比較②～税制・財政政策～

消費税率引き上げ実施は新政権が判断、自動車税制における負担軽減・研究開発税制の拡大などが議論に

金融調査部

制度調査担当部長 吉井 一洋 ・ 研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2012年12月16日に投開票が行われた第46回衆議院議員総選挙では、自由民主党が294議席、公明党が31議席を獲得した一方、民主党は57議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる。もともと、参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が継続している。自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数の2/3以上を確保したことで、仮に、参議院が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。しかし、衆議院での再議決は、国会の会期日程などの関係で、多用することは難しいものと考えられる。このため、新政権としても、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることに変わりはないだろう。
- 本稿では、税制・財政政策を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。
- 社会保障・税一体改革関連法に賛成した自由民主党・公明党・民主党の3党で、衆議院・参議院ともに過半数を占めており、社会保障・税一体改革は新政権に引き継がれるものと思われる。3党合意に基づくと、消費税率引き上げ実施の判断は新政権が行うことになる。消費税率引き上げに際して、新政権ではより積極的な自動車税制における負担軽減策が検討されるものと思われる。
- 新政権では、より法人税減税に積極的になるものと思われる。研究開発促進税制や投資促進税制の拡大も議論の題材になるものと思われる。

※ なお、証券・金融税制については、「主要政党の政策比較③」として別途作成する予定である。

1. 総選挙を受けた国会の基礎情報および法案の議決プロセスについて

2012年12月16日に投開票が行われた第46回衆議院議員総選挙（以下、衆議院総選挙という）では、自由民主党が294議席、公明党が31議席を獲得した一方、民主党は57議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる¹。もっとも、今回改選の対象とはなっていない参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が継続している。

自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数（480）の2／3以上を確保したことで、仮に、参議院（総議席数242うち欠員6）が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。すなわち、法律を成立させるためには、原則、衆議院と参議院の双方で同一の法律案が可決される必要がある（憲法59条1項）。各議院で可決されるためには、1／3以上の議員が出席した上で（定足数）、出席議員の過半数が賛成する必要がある（憲法56条）。しかし、法律案の議決に関しては、憲法上、衆議院の優越が認められている。すなわち、衆議院で可決した法律案を、参議院が否決した場合であっても、衆議院で出席議員の2／3以上の多数で再議決すれば、法律として成立させることができる（憲法59条2項）。今回の衆議院総選挙において、第一党が（その連立相手等を含めて）獲得する議席数が2／3に達するか否かが注目されるのはそのためである。しかし、こうした衆議院での再議決は、理論上はともかく、現実には多用することは難しいものと考えられる。

第一に、衆議院が再議決によって法律を制定するためには、参議院が法律案を否決又は修正しなければならない。衆議院から送付された法律案を、参議院が速やかに否決すれば、衆議院も迅速に再議決で対抗することができる。しかし、参議院が送付された法律案の採決を行わないという対抗措置をとった場合、衆議院は60日経過しなければ再議決を行うことはできない。これは限られた国会の会期日程の中で、重要な意味を持つものと考えられる（特に、税制関連法案や予算関連法案²などのように年度末等に期限切れの問題を生じ得る案件については、なおさらであろう）。

第二に、国会での議決が必要となる案件は、法律案に限られない。例えば、日本銀行総裁の人事案件などは、衆参両院の承認が必要であるが、法律案のような衆議院の優越は認められていない。

第三に、参議院が否決したにもかかわらず衆議院が再議決により法律を成立させることは、理論上は可能であっても、これを多用することは「国会運営が

¹ 以下、本稿において議席数に言及する場合、特に断らない限り、衆議院については平成24年12月16日の衆議院総選挙の結果を受けたもの、参議院については参議院ウェブサイト（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>）掲載の平成24年12月24日現在のものを念頭に置いている。なお、参議院の党派別議席数については、「民主党」は「民主党・新緑風会」、「自由民主党」は「自由民主党・無所属の会」の所属議員数を用いている。

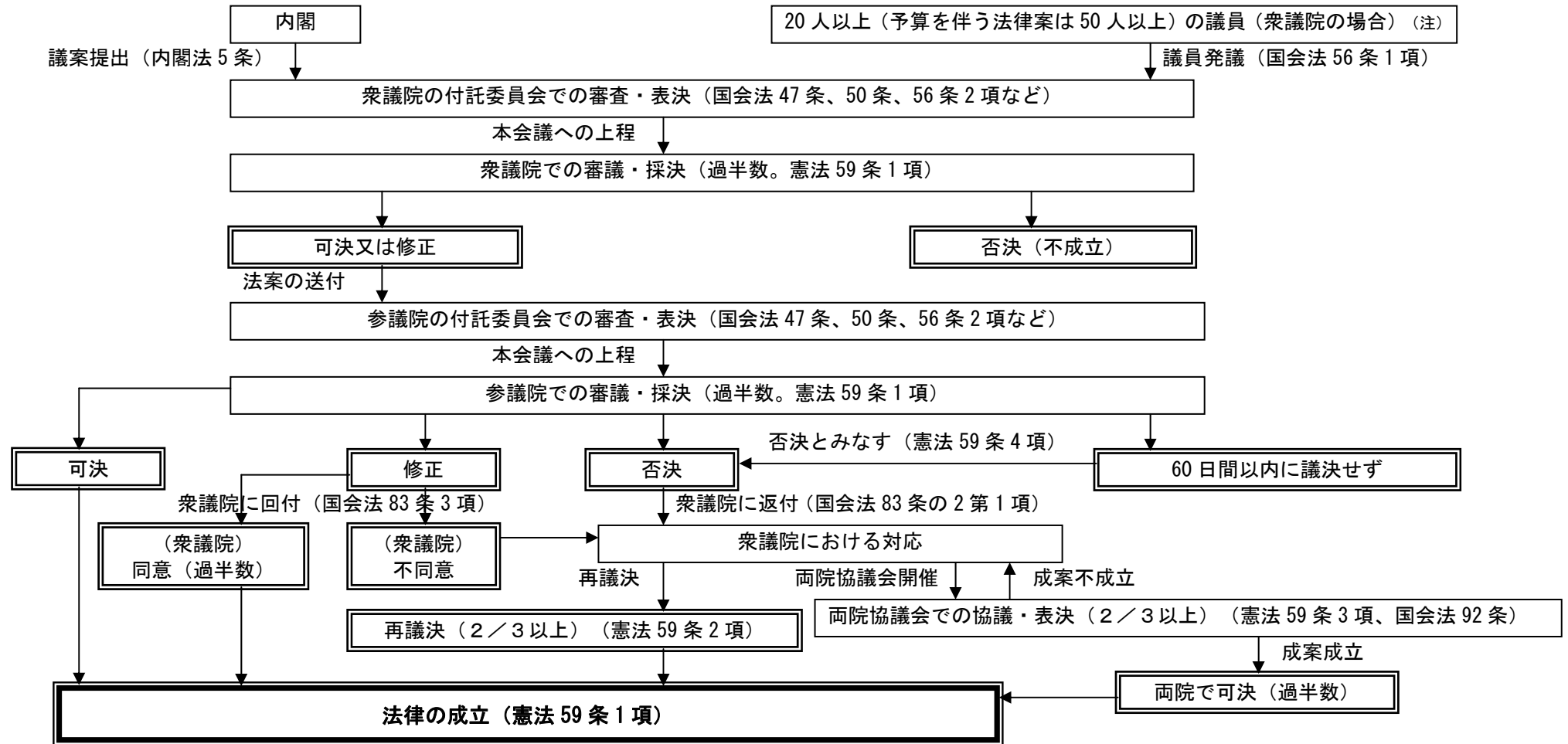
² 予算そのものについては、憲法上、両院協議会を開催しても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、30日以内に議決しないときは、衆議院の議決をそのまま国会の議決とするという、衆議院の優越が認められている（憲法60条2項）。

強引」などといった悪印象を生じさせる可能性が高い。

このため、新政権としても、少なくとも参議院（3年ごとに半数が改選される）の任期満了（平成25年7月28日）までは、再議決の多用をできるだけ回避し、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることが想定されるだろう。なお、今回の衆議院総選挙で54の議席を獲得した日本維新の会の参議院における保有議席数は3であることにも留意が必要であろう。

本稿では、税制・財政政策（証券・金融税制を除く）を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。なお、本稿の目的は、あくまでも主要政党が掲げる政策の間に共通する部分と、相違する部分を検討することにある。各政党の政策に優劣をつけることや、特定の政党の掲げる政策を批判することを意図したものではない点、あらかじめ断っておく。

図表1 国会における法律案の議決のおおまかな流れ（衆議院先議の場合）



(注) 参議院の場合は、議員 10 人以上（予算を伴う法律案は 20 人以上）。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

参議院の会派別所属議席数は以下の図表 2 の通りである。

参議院においては民主党（を中心とする会派）が第 1 党の地位にあり、民主党の協力なしに、参議院の過半数を得ることは困難である。仮に、新政権が民主党を除く政党との連携で参議院の過半数を得ようとする、みんなの党や日本未来の党など、そもそも消費税率引き上げに反対している政党からも賛同を得る必要がある。

上記の理由から、新政権が税制改正法案について参議院の過半数を得ようとする、基本的には「3 党合意」³を結んだ自由民主党・公明党・民主党の 3 党で合意を得ながら税制改正作業を行うことが考えられる。

もともと、参議院の過半数を得ずとも「衆議院の再可決」により税制改正法を成立させることは可能ではある。しかし、この場合、新政権は税制改正大綱の策定が例年より大幅に遅れ、2013 年 3 月末の租税特別措置の期限切れが迫る中で、衆議院可決後最大 60 日間法律を成立させられないという厳しい国会運営に直面する可能性がある。

図表 2 参議院の会派別所属議員数（平成 24 年 12 月 24 日現在）

会派名	議員数	うち 次回改選	会派名	議員数	うち 次回改選
民主党・新緑風会	87	45	国民新党	3	2
自由民主党・無所属の会	83	34	日本維新の会	3	2
公明党	19	10	新党改革	2	1
みんなの党	11	1	新党大地	2	2
日本未来の党	8	6	各派に属しない議員	4	4
日本共産党	6	3	合計	236	116
社会民主党・護憲連合	4	2	欠員	6	5
みどりの風	4	4	総定数	242	121

（出所）参議院ウェブサイトより大和総研金融調査部制度調査課作成

³ 「3 党合意」とは、民主党・自由民主党・公明党「税関係協議結果」（平成 24 年 6 月 15 日）のことである。<http://www.dpj.or.jp/download/7219.pdf>

2. 消費税・財政政策

図表3 主要政党の政策比較（消費税率の引き上げ・使途）

	自由民主党（衆294、参83）	公明党（衆31、参19）	民主党（衆57、参87）	日本維新の会（衆54、参3）	みんなの党（衆18、参11）	日本未来の党（衆9、参8）
	「重点政策2012」（以下、重点政策）、「J-ファイル2012 自民党総合政策集」（以下、J-ファイル）	「公明党衆院選重点政策 manifesto2012」（以下、重点政策）、「公明党政策集 Policy2012」（以下、政策集）	「民主党の政権政策 Manifesto」	「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」（以下、骨太）、「維新八策（各論）VER1.01」（以下、八策）	「アジェンダ2012」	「未来への約束」
消費税率10%への引き上げへの対案	—	—	—	「地域偏在の少ない安定財源としての消費税の地方税化。インセンティブ分（5%）と財政調整分としての地方共有税（6%）の組合せ→地方の切磋琢磨」（骨太、政策実例3）	「増税の前にやるべきことがある！—消費税増税を凍結し、まずは国会議員や官僚が身を切る—」 「国会議員が享受している数々の特権を廃止し、税金で養われる公務員の数や給与の削減、天下りの禁止を断行します。国家予算の『埋蔵金』を発掘し、予算もゼロベースで見直していきます」（I）	「消費増税法は凍結します」 「国民の平均所得を引き上げるために、家計を圧迫する行政の規制・ムダを徹底的になくすとともに、内発的経済の発展を促進します。それにより、デフレ脱却と経済の再生を実現します。その結果、円高の是正や、税収の増加、財政再建も可能になり、消費増税の必要がなくなります」（脱増税の項）
消費税の使途	「消費税は、全額、社会保障に使います」（重点政策、Action4）	【明記はないが、消費税法改正法に基づくものと推察】	「消費税はすべて社会保障の財源に充て、社会保障を充実させます」（重点政策1）	「地域偏在の少ない安定財源としての消費税の地方税化」（骨太、政策実例3）	「地域主権型道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する」（V、A、1、①）	—

（注）党名の右括弧内は各議院における保有議席数（各種報道（平成24年12月16日衆議院総選挙の結果）及び参議院ウェブサイト（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成24年12月24日現在）による）。なお、総議席数は、衆議院480、参議院242（うち欠員6）である。

（出所）各種報道および下記の各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成（本レポートの以下の図表においても、同じ）

自由民主党「重点政策2012」（http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/seisaku_ichiban24.pdf）、自由民主党「J-ファイル2012 総合政策集」（http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf）

公明党「衆院選重点政策 manifesto2012」（http://www.komei.or.jp/policy/various_policies/pdf/manifesto2012.pdf）

公明党「公明党政策集 Policy2012」（<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>）

民主党「民主党の政権政策Manifesto」（<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>）

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」（<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>）

日本維新の会「維新八策（各論）VER1.01」（<http://j-ishin.jp/pdf/ishinhassaku.pdf>）

みんなの党「2012 アジェンダ」（<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>）、日本未来の党「未来への約束」（<http://www.nippon-mirai.jp/promise/promise.pdf>）

図表 4 主要政党の政策比較（財政政策）

	自由民主党（衆 294、参 83）	公明党（衆 31、参 19）	民主党（衆 57、参 87）	日本維新の会（衆 54、参 3）	みんなの党（衆 18、参 11）	日本未来の党（衆 9、参 8）
財政健全化の考え方	「まずは平成 27 年度（2015 年度）には国・地方のプライマリー・バランス赤字の対 GDP 比の半減（平成 22 年度の水準比）を実現し、平成 32 年度（2020 年度）までを目途に国・地方のプライマリー・バランスを黒字化すると、国・地方の債務残高対 GDP 比を 2020 年代初めには安定的に引き下げます」（J-ファイル、177）	「財政健全化へ中長期的には国・地方の債務残高 GDP 比を安定化させ、長期的には引き下げることを目標とします。歳出の見直しにあたっては、成長分野等への重点化を図る一方で、『国会版事業仕分け』の強化など政策評価のあり方を含め、既存予算を抜本的に組み直す仕組みを徹底・強化します」（重点政策、当面する重要政治課題、日本再生戦略の項）	「将来世代に負担のツケを回さないよう、2015 年度にプライマリーバランスの赤字を半減し（2010 年度比）、2020 年度までに黒字化する」（政策各論 1、10）	「財政健全化を図る＝プライマリーバランスの赤字ゼロの目標設定」（骨太、基本方針 1）	「経済成長戦略や物価安定目標の策定等により、10 年間で所得を 5 割アップさせることを目標に掲げます。結果として、今よりもはるかに実質経済規模が小さかった 1990 年当時の約 60 兆円を超える国税収入も得ることによる財政再建も目指します（現状の国税収入は約 40 兆円）」（Ⅱ）	「必要な財源は、特別会計の全面見直しをはじめとする政治改革、行財政改革、地域主権改革によって捻出する」（脱増税の項）
足元の財政政策の考え方	「今後 2～3 年は国内景気の落ち込みと国際リスク（欧州危機、新興国の景気減退）に対応できる、より弾力的な経済財政運営を推進します」 「新政権発足後、速やかに『第 1 弾緊急経済対策』を断行し、本格的な大型補正予算と新年度予算とを合わせ、切れ目のない経済対策を実施します」（重点政策、Action1）	「後退局面に入った可能性が高い景気を回復させるために、今年度（2012 年度）中に補正予算を編成し大胆な経済対策を盛り込みます」（重点政策、当面する重要政治課題、緊急経済対策の項）	「デフレ脱却、経済活性化の観点から切れ目のない経済対策を講じるため、2013 年冒頭に大規模な補正予算を編成します」（重点政策 2）	「公共工事を拡大するのではなく、日本の競争力を高める徹底した競争政策を実施する」（骨太、基本方針 1）	「政府による介入ではなく民間の活力を引出すことによる経済成長を実現します」（Ⅱ）	「消費増税法は凍結します」 「国民の平均所得を引き上げるために、家計を圧迫する行政の規制・ムダを徹底的になくすとともに、内発的経済の発展を促進します。それにより、デフレ脱却と経済の再生を実現します」（脱増税の項）

（注）図表 3 の脚注参照（出所）各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 主要政党の政策比較（消費税率引き上げ時の低所得者対策・個別品目への対策など）

	自由民主党（衆294、参83）	公明党（衆31、参19）	民主党（衆57、参87）
低所得者対策	「消費税引き上げが低所得者に与える影響を緩和するため、今後、食料品等に対する複数税率の導入を検討し、関係者の理解を得た上で実施します。簡素な給付措置については、低所得者に配慮した所得の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施します」（J-ファイル、180）	「消費税率8%引き上げ段階から、確実に低所得者対策を実行します。法律上は、食料品など生活必需品等への『軽減税率』や『簡素な給付措置』を検討することになっており、公明党は軽減税率の導入を目指します」（重点政策、軽減税率の項）	「2014年4月の消費税率の引き上げに合わせて、生活必需品にかかる負担増を軽減するため、低所得者への給付措置を実施する。2015年10月の再引き上げの際にも、確実に低所得者対策を行う」（政策各論1、9）
住宅	「住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいので、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討し、消費税率8%への引き上げ時及び10%への引き上げ時にそれぞれ十分な対策を実施します」（J-ファイル、180）	「住宅を取得する時の消費税負担が過重になることから、負担軽減のための財政上、税制上の措置を講じます」（重点政策、軽減税率の項）	「住宅の取得については、税額が高額であることに加え、一時の税負担が大きいことから、2014年4月、2015年10月のそれぞれの引き上げ時に、影響を緩和・平準化する十分な対策を実施する」（政策各論1、9）
自動車	「自動車関係諸税については、国及び地方を通じた関連税制のあり方を総合的に見直します。安定的な財源の確保、地方財政への配慮の上に、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、自動車取得税及び自動車重量税について廃止を含め、負担軽減の方向で検討し、消費税率の8%への引き上げ時まで結論を出します」（J-ファイル、180）	「自動車に関する税制は、取得時（自動車取得税や消費税）、保有時（重量税や自動車税）、走行時（ガソリン税など）と複雑になっているため、抜本的に見直して簡素化します。特に、消費税との二重課税である自動車取得税は廃止を目指します」（重点政策、軽減税率の項）	「自動車重量税、自動車取得税については、地方財政に配慮しつつ、負担の軽減、簡素化及びグリーン化の観点から、抜本的な見直しを行う」（政策各論1、9）
医療	「医療については、医療提供者の高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について消費税率の8%への引き上げ時まで検討し、結論を出します。また、医療行為全般についての税制上の配慮等についても幅広く検討を行います」（J-ファイル、180）	【「3党合意」により、「消費税率（国・地方）の8%への引き上げ時まで高額な投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う」とした】	【内閣提出の消費税法改正法に以下の通り記載した。 「医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する】
中小事業者対策	「独占禁止法等の必要な法制上の措置を徹底的に講ずること等により中小・小規模事業者の消費税の円滑かつ適正な転嫁に万全を期します」（J-ファイル、180）	「中小企業など下請企業と元請企業の間では、取引上の優越的地位利用が見られます。こうした不公正な取引が横行しないよう、公正取引委員会の取り締まり・監視体制を強化します。その際、単なる指標であるガイドラインではなく、法律に	「事業者が価格に消費税分を適正に転嫁できるように、独占禁止法・下請法の特例にかかる必要な法制上の措置を講じる」（政策各論1、9）

		<p>よる規制措置を講じます」</p> <p>「また、中小企業の消費税の転嫁が容易になるよう、業界ごとに消費税を含めた価格の表示方法を統一する措置や、中小企業を中心に消費税の転嫁方法を決定するなどの措置が、独占禁止法の適用除外とするよう対策を講じます」</p> <p>「消費税の税率引き上げが二段階で実施されることなどに配慮して、特に中小・零細事業者の事務負担を軽減するための財政上・税制上の措置を講じます」（重点政策、軽減税率の項）</p>	
--	--	---	--

(注) 【 】内は筆者が説明を補足した事項。図表3の脚注も参照。(出所)各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

消費税率10%への引き上げを行う消費税法改正法⁴に賛成した自由民主党・公明党・民主党の3党に対して、日本維新の会・みんなの党・日本未来の党は対案を示した。みんなの党および日本未来の党は消費増税の凍結を主張した。日本維新の会は、消費税を地方財源とすることを主張した(みんなの党は、将来的には消費税等を地方に完全委譲することを主張した)。

自由民主党が衆議院で過半数を上回る議席を獲得したため、今後、「社会保障・税一体改革」は自由民主党が主導することになるものと思われる。

今回の選挙を経ても、自由民主党・公明党・民主党の3党の合計議席は、衆議院・参議院ともに過半数を占めている。自由民主党・公明党・民主党の3党合意に基づくと、消費税率引き上げ実施の判断は新政権が行うことになる。

自由民主党も民主党も大規模な補正予算の編成を主張していたが、自由民主党の方が比較的、足元の積極的な財政政策に前向きのように思われる。

中長期的な財政再建の考え方は、民主党も自由民主党も同様の考え方を持っており、新政権の下でも、2015年度までに対GDP比の国・地方のプライマリー・バランスの赤字を2010年比で半減させるとの目標が引き継がれるものと思われる。

消費税率引き上げ時の低所得者対策としては、民主党政権の下では給付つき税額控除を中心に検討していた。一方、自由民主党・公明党は複数税率(軽減税率)の導入を中心に検討することを掲げている。新政権では、消費税率引き上げ時の低所得者対策の考え方が変わるものと思われる。

住宅取得対策については、民主党と自由民主党の間に考え方に大きな違いはないように思われる。

⁴ 消費税法改正法の解説は、吉井一洋「消費税法改正法の内容」(2012年8月22日公表、大和総研レポート)を参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

自動車税制については、民主党は政権公約・政策集等に具体案を掲げていなかった一方、自由民主党は「自動車取得税及び自動車重量税について廃止を含め、負担軽減の方向で検討」、公明党は「特に、消費税との二重課税である自動車取得税は廃止を目指します」と掲げていた。消費税率引き上げに際して、新政権ではより積極的な自動車税制における負担軽減策が検討されるものと思われる。

消費税率引き上げ時に医療機関が負担する消費税相当額についての対応は、民主党と自由民主党の間に考え方に大きな違いはないように思われる。いずれも、診療報酬の改定で対応するとし、高額な投資に係る消費税についても別途対応するとしている。もっとも、対応策としては他に「ゼロ税率」（医療機関が負担した消費税相当額について還付可能とする）も考えられるが、これについては自由民主党・公明党・民主党のいずれの政権公約・政策集等にも明記されていない。

中小事業者対策については、民主党・自由民主党は、政権公約・政策集等において独占禁止法等の法制上の措置を講じることに言及していたが、公明党の「重点政策」ではそれに加えて、「中小・零細事業者の事務負担を軽減するための財政上・税制上の措置を講じます」と記載していた。

日本維新の会・みんなの党・日本未来の党は、消費税率引き上げを前提とした低所得者対策や個別品目についての対策については政権公約・政策集等での言及はなかった⁵。

⁵ ただし、日本未来の党は、現行消費税を前提に「業界・業種によって損税・益税が生ずるなどの現行消費税の欠陥を是正する」（脱増税の項）と言及していた。

3. 所得税

図表 6 主要政党の政策比較（所得税）

	自由民主党（衆 294、参 83）	公明党（衆 31、参 19）	民主党（衆 57、参 87）	日本維新の会（衆 54、参 3）	みんなの党（衆 18、参 11）
税率構造	「個人所得課税については、各種控除や税率構造を一体として見直すことが必要です。所得税については、今回成立した税法に従い、具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講じます」（J-ファイル、180）	「所得税は、再分配機能を強化する観点から、最高税率の引き上げなど、累進性を強化します」（政策集、8） 【公明党は、課税所得 3,000 万円超について税率 45%、課税所得 5,000 万円超について税率 50%に引き上げる提案を行い、「3 党合意」ではこれも踏まえて検討することとしている】	「2013 年度の税制改正で税制の所得再分配機能などを高める方向で、所得税・相続税の改正を行う」（政策各論 1、10） 【内閣として提出した税制改正法案では、課税所得 5,000 万円超について税率を 45%に引き上げるものとしていた】	「所得税減税→働き盛り世代の負担軽減、消費活性化」（骨太、政策事例 1） 「超簡素な税制＝フラットタックス」（八策、6、税制の項）	【税率構造を見直すものではないが、一定以上の収入に対する負担増を伴う政策として以下の事項を述べている】 「健康保険及び年金保険料に設定されている月額報酬に基づく上限をなくすことにより、収入に応じた保険料負担とする」（Ⅶ、A、2、①）
所得控除・税額控除	「社会の基本は『自助』にありますから、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければなりません。その観点から、配偶者控除は維持し、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します」（J-ファイル、180）	「生活支援、子育て・教育支援等のため、減税と低所得者への給付を組み合わせた『給付付き税額控除制度』を導入します」（政策集、10）	「共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、男女共同参画社会に資する中立的な税制の実現に取り組む」（政策各論 1、10） 【内閣として提出した税制改正法案では、成年扶養控除を縮小するものとしていた】	「給付付き税額控除など負の所得税の考え方で一定の所得保障」（骨太、政策事例 1） 「最低生活保障の考え方『負の所得税』的な考え方の導入」（骨太、政策事例 2） 「負の所得税（努力に応じた所得）・ベーシックインカム（最低生活保障）的な考え方を導入＝課税後所得の一定額を生活最低保障とみなす＝この部分は新たな財源による給付ではない」（八策、5、理念・実現のための大きな枠組みの項）	「低所得者層への『給付付き税額控除方式』の導入や、生活保護制度の不備・不公平、年金制度との不整合等の問題を段階的に解消し、最終的には、基礎年金や生活保護を統合した『ミニマムインカム』を創設する」（Ⅱ、B、3、①） 「同じ所得の場合、子どもが多いほど税負担を緩和する」（Ⅱ、B、4、⑤）

（注）【 】内は筆者が説明を補足した事項。図表 3 の脚注も参照。（出所）各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

所得税について、民主党が最高税率を 45%に引き上げるとしていたのに対し、公明党は最高税率を 50%に引き上げると提案していた。自由民主党は、「J-ファイル」の文言だけでは、意図が分かりづらいが、公明党とともに政権与党であった際の平成 21 年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から税率構造を見直すこと、最高税率を引き上げることを掲げていた。自由民主党は、最高税率引き上げの具体案を示していないが、従来の民主党中心の政権と政策的な隔たりはあまりないように思われる。

日本維新の会は所得税減税を行う考え方を示している。日本維新の会が掲げる「フラットタックス」の詳細は不明ではあるが、一般的には、「フラットタックス」とは「消費型の付加価値全体をにらんで、それを企業の生み出した部分と家計（個人）の生み出した部分にわけ、企業部分にはキャッシュフロー・タックス、家計部分には一律課税を課す」⁶ものである。

「フラットタックス」は、企業の生み出した付加価値については法人段階で課税が完結し、個人段階では労働による報酬のみに課税が行われる。すなわち、利子・配当・キャピタルゲインについては個人段階で課税を行わず（すなわち、現行の日本の税制に見られるような配当・キャピタルゲインに対する法人段階と個人段階の二重課税の問題は生じず）、投資促進的な税制である。税率を一律にする分、個人段階では人的控除を設け、累進性を持たせるものとしている。このように「フラットタックス」は、法人税および所得税に相当するものとも言えるが、課税ベースが消費に充てられる源泉の収入であることを考えると消費税（または支出税）の体系である⁷。しかしながら、日本維新の会は消費税は税率 11%の地方共有税とするとしていることから、一般的な意味での「フラットタックス」とは異なるものを想定している可能性もある。

みんなの党は健康保険・年金保険料の上限を撤廃することを掲げているが、これは年間収入 1,000 万円程度以上の給与所得者などに追加的な社会保険料負担を求めるものであり、実質的な最高税率引き上げとも考えられる。

自由民主党は、年少扶養控除の復活を掲げている。ただし、「児童手当との関係を整理した上で」とあるので、児童手当の見直しを行うことが想定される。

多くの政党で、「給付つき税額控除」について触れられている。もっとも民主党が、消費税率引き上げ時の逆進性対策として「給付つき税額控除」を検討していたのとは異なり、他の政党は一般論として低所得者に対する配慮措置として給付つき税額控除を検討しているように思われる。

公明党は、児童税額控除の枠組みで「給付つき税額控除」を導入することを掲げているようにも思われる。児童税額控除とは、「母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を通じて、少子化対策に資するもので、世帯の人数（子どもの数）と連動して税額控除額を増加させる」⁸制度である。

⁶ 田近栄治「資本所得課税の展開と日本の選択」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』2002年10月号、pp. 21-37 参照。

⁷ 貝塚啓明中央大学法学部教授（当時）は、「かつてアメリカで提案されたフラットタックス（Flat Tax）は所得税だと誤解されがちだが、消費税体系である」と述べている（「『税制研究会』コンファレンスの概要」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』2002年10月号、pp. 192-202 より引用）。

⁸ 森信茂樹『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』（中央経済社、2008年）、p. 22 より引用。

日本維新の会およびみんなの党は、勤労税額控除の枠組みで「給付つき税額控除」を導入することを掲げているように思われる。勤労税額控除は、一般的には「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除し切れない場合には還付（社会保障給付）する」⁹制度であり、低所得者に対して勤労を促すものである。もっとも、日本維新の会は「最低生活保障の考え方」とも書いているところから、勤労を行わなくとも一定額が保障される税額控除の枠組みを想定しているものとも思われるが、生活保護との関連性などは、政権公約・公約集等では明らかでない。

何らかの「給付つき税額控除」に賛成の態度を示す民主党、公明党、日本維新の会、みんなの党の参議院の合計議席数は120（欠員を除くと議席総数の過半数を占める）あり、税制改正に対してそれなりの影響力を持つものと考えられる。

なお、日本維新の会が掲げる「ベーシック・インカム（最低生活保障）的な考え方」の詳細は不明であるが、一般的に「ベーシック・インカム」とは、「生活に必要な所得をすべての個人に、国などが無条件で毎月支給する」¹⁰一方で「現在の社会保障制度による現金給付（所得保障）は基本的にベーシック・インカムに置き換える」¹¹考え方である。みんなの党が掲げる「ミニマムインカム」も同様の考え方と思われる。

⁹ 森信茂樹『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』（中央経済社、2008年）、p. 18より引用。

¹⁰ 小沢修司「『自助』が機能しない時代には新しい社会保障の仕組みが必要だ」、毎日新聞社『週刊エコノミスト』2010年9月21日号、p. 80より引用。

¹¹ 同上、p. 80より引用。

4. 法人税

図表7 主要政党の政策比較（法人税）

	自由民主党（衆294、参83）	公明党（衆31、参19）	民主党（衆57、参87）	日本維新の会（衆54、参3）	みんなの党（衆18、参11）
法人実効税率	「法人税については、国際的整合性及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意し、法人税を国際標準に合わせて思い切って減税します」（J-ファイル、36）	【政権与党時代の平成21年度与党税制改正大綱で「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する」としていた】	【内閣として提出した消費税法改正法にて「法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること」とした】	「法人税減税、再投資税額控除制度の導入→企業の国際競争力を確保」（骨太、政策事例1） 「超簡素な税制＝フラットタックス」（八策、6、税制の項）	「租税特別措置（5兆円）を抜本的に見直すとともに、法人税（実効税率ベース）を現行から20%へと減税（赤字企業の損出繰越機関の延長、繰戻還付の拡大を含む）」（Ⅱ、A、1、⑦）【原文ママ記載】
租税特別措置・政策減税	「長引くデフレと急激な円高の中で、日本経済の成長を促進するため、研究開発税制及び投資促進税制を大幅に拡充します」（J-ファイル、180）	「『pay as you go 原則』（恒久施策には、見合いの恒久財源を確保）を徹底します」（政策集、8）	「民主党政権が制定した『租特透明化法』による検証にもとづき、効果が不明なもの、役割を終えた租税特別措置などは廃止し、真に必要なものは恒久措置へ切り替える」（政策各論1、10）	「法人税減税、再投資税額控除制度の導入→企業の国際競争力を確保」（骨太、政策事例1）	「租税特別措置（5兆円）を抜本的に見直す」（Ⅱ、A、1、⑦） 「産業構造を高付加価値型へと転換。ヒト、モノといった生産要素を予算、税制面からバイオ、エレクトロニクス、新素材、環境、エネルギー等の成長が見込める分野へとシフトする」（Ⅱ、A、1、⑨）
地方法人税	「消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人2税のあり方を見直します」（J-ファイル、180）	【政権与党時代の平成21年度与党税制改正大綱で「地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める」としていた】	【内閣として提出した消費税法改正法にて「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」とした】	—	—
その他	—	—	—	「高齢者・女性労働力の活用＝高齢者雇用率、女性雇用率の設定＝ペナルティよりも減税などのインセンティブで誘導」（骨太、政策事例1）	「民間の自由な投資活動を促進するため、租税上の償却期間の設定は投資者の自由に任せる『自由償却税制』を導入する」（Ⅱ、A、1、⑤）

（注）【 】内は筆者が説明を補足した事項。図表3の脚注も参照。（出所）各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

民主党は法人税率について政権公約・政策集等で言及していない。民主党政権下で成立させた消費税法改正法では法人実効税率のさらなる引下げを視野に入れているものの、その検討は、「平成 27 年度以降」とかなり先になることが示唆されている。

一方、自由民主党は「J-ファイル」で「法人税を国際標準に合わせて思い切って減税します」と述べている。新政権では、より法人税減税に積極的になるものと思われる。自由民主党は 2011 年度税制改正の際に、「税制改正についての基本的な考え方」（平成 22 年 12 月 10 日）で、「法人税については、社会保険料を含む企業の実質的な負担に配慮しつつ、法人税率を国際標準の 20% 台に思い切って減税する」としていた。ここでの「法人税率」は国税の法人税率ではなく地方税を含めた法人実効税率のことであると思われる。

また、自由民主党は「J-ファイル」で「研究開発税制及び投資促進税制を大幅に拡充します」とも述べており、これらは税制改正の議論の題材になるものと思われる。

公明党は、法人税率について政権公約・政策集等で言及していない。しかし、自民党とともに政権を担っていた際の平成 21 年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」にて、「国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する」こととしていた。

日本維新の会・みんなの党も法人税率は軽減する旨、政権公約・政策集等に掲げている。

なお、公明党は、民主党政権下の政府税制調査会において基本的な考え方としていた「pay as you go 原則」の徹底も掲げている。新政権の下で「pay as you go 原則」の考え方が踏襲されるのか撤廃されるのかが注目される。

地方法人税については、民主党政権下で成立させた消費税法改正法では、「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」としている。消費税法改正法による（地方消費税率の引き上げを含む）消費税率の引き上げ自体が「税制の抜本的な改革」であるものと考えれば、併せて地方法人税・地方法人特別譲与税の抜本的な見直しも行う必要があることになる。仮に、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の縮小・廃止を行うと、法人実効税率の引き下げにもなる。

自由民主党の「J-ファイル」では、地方法人 2 税のあり方を見直すとしている。一般的には「地方法人 2 税」とは法人住民税および法人事業税のことを言い、新政権では地方法人税・地方法人特別譲与税に留まらず、地方法人税全体を見直す検討を行うものと考えられる。仮に、地方法人特別税・地方法人特別譲与税に加えて、地方法人 2 税も縮小・廃止を行うと、法人実効税率の大幅な引き下げにもなる。

5. 相続税・贈与税

図表 8 主要政党の政策比較（相続税・贈与税）

	自由民主党（衆 294、参 83）	公明党（衆 31、参 19）	民主党（衆 57、参 87）	日本維新の会（衆 54、参 3）	みんなの党（衆 18、参 11）
相続税	「資産課税については、今回成立した税法に従い、相続税、贈与税の見直しについて検討を加え、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講じます」（J-ファイル、180）	「相続税は、格差の是正や世代間の所得移転の観点から、基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げなど税率構造を見直します」（政策集、8）	「2013 年度の税制改正で税制の所得再分配機能などを高める方向で、所得税・相続税の改正を行う」（政策各論 1、10） 【内閣として提出した税制改正法案は、最高税率を 55%に引き上げる、基礎控除を 4 割縮減する、死亡保険金の非課税枠を縮小するなどとしていた】	「所得課税、社会保険料収入の不足がある場合、死亡時精算としての年金目的特別相続税を創設。→（例）キャピタルフライトを防止しつつ、広く薄い相続課税（例えば相続金融資産年 20 兆円程度、税率 10%と仮定すれば、税収約 2 兆円）」（骨太、政策実例 2）	「任意拠出、相続税減免恩典付きの社会保障貯蓄口座を社会保障口座の中に開設可能とする」（Ⅱ、B、2、①）
贈与税	「資産課税については、今回成立した税法に従い、相続税、贈与税の見直しについて検討を加え、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講じます」（J-ファイル、180）	「高齢者等が持つ資産を子や孫世代への早期移転を促すための税制措置を講じます」（政策集、8）	【内閣として提出した税制改正法案では、最高税率を 55%に引き上げる一方、子・孫の贈与については税率を軽減するなどとしていた】	—	「贈与税の軽減、寄付税制の拡大等を通じ、1,500 兆円の個人金融資産を活用する」（Ⅱ、A、1、⑥）
事業承継税制	「中小企業の経営基盤の強化を図るため、創業企業への税制上の支援措置や事業承継税制の適用要件の緩和、事業主報酬制度など中小企業関係税制の充実・強化を図り、中小企業の創業や個人事業主の活性化、事業承継を応援するといった『創業・第二創業』を徹底して促進・支援することにより雇用増加に結び付けます」（J-ファイル、50）	「事業承継税制にかかる要件などを抜本的に見直すとともに、ワンストップサービスを提供する『事業承継支援センター』による使い勝手の良い事業承継制度の運営を目指します」（政策集、12）	「中小企業支援税制（事業承継税制、雇用促進税制等）を強化・改善する」（政策各論 2、4）	—	—

（注）【 】内は筆者が説明を補足した事項。図表 3 の脚注も参照。（出所）各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

民主党政権下で内閣として提出した税制改正法案では、最高税率を 55%に引き上げる、基礎控除を 4 割縮減する、死亡保険金の非課税枠を縮小するなどとしていた。「3 党合意」では、この案を踏まえつつ検討を進めることとしている。

民主党および公明党は政権公約・公約集等で所得税の再分配機能の強化を掲げていた。自由民主党は、「J-ファイル」の文言だけでは、意図が分かりづらいが、公明党とともに政権与党であった際の平成 21 年度与党税制改正大綱の「税制抜本改革の道筋」では、「格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する」ことを掲げており、従来の民主党政権と政策的な隔たりはあまりないように思われる。

日本維新の会の掲げる「死亡時精算としての年金目的特別相続税」は、自由民主党・公明党・民主党の考え方とは開きがあるように思われる。

贈与税については、子や孫に対する贈与を促進する方向で改正を行う考え方は新政権に踏襲されるものと考えられる。

事業承継税制については、2013 年度税制改正に向けて、民主党政権下の政府税制調査会で利用要件の緩和について検討されていた。自由民主党および公明党も同様の考え方を掲げており、新政権にて検討が進められるものと思われる。

なお、各党の政権公約・政策集では触れられていないが、2013 年度税制改正においては、会計検査院から意見のあった、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例についてもテーマに挙がっている¹²。

¹² 詳細については、吉井一洋「相続税と所得税の二重課税、調整措置縮小の流れ」（2012 年 12 月 12 日発表、大和総研コラム）を参照。
<http://www.dir.co.jp/library/column/121212.html>

6. 番号制度・歳入庁

図表9 主要政党の政策比較（番号制度・歳入庁）

	自由民主党（衆294、参83）	公明党（衆31、参19）	民主党（衆57、参87）	日本維新の会（衆54、参3）	みんなの党（衆18、参11）
番号制度	<p>「納税環境の整備を図るため、国民の理解を得ながら、個人番号法案に基づき、個人番号制度の早期導入を進めます。行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便、特に年金をはじめとする社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化を図ります。プライバシーに配慮したセキュリティ対策は当然のことですが、費用対効果を十分に検討した上で、徹底した国民視点に立って、国民にとって利便性の高い個人番号制度を構築します」</p> <p>「番号制度に関する情報システムについては、新設する政府CIO（政府情報化統括責任者）など責任の所在を明確にすると同時に、適切な推進体制を整備し、審査のための第三者機関は天下りのない公平な機関とします。また、スマートフォンの利用や生体認証の技術を取り入れるなど、民間事業者にも活用可能な将来性・拡張性に富んだ制度とします」（J-ファイル、180）</p>	<p>「公平な社会保障制度の基盤となる『社会保障・税番号制度』については、個人情報保護に万全を期した上で導入を目指します。住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、マイナンバーの特定個人情報保護のため、その利用範囲を法律に明確に規定します。さらに個人番号情報保護委員会の設置や罰則の強化など、十分な対策を講じます」（政策集、5）</p>	<p>「マイナンバー（社会保障・税番号制度）の利用を2016年度に開始する」（政策各論1、5）</p> <p>【当初、2015年度に利用開始する予定であったが、法案成立が遅れたため、先延ばししたものと思われる】</p>	<p>「納税者番号制度の導入→所得と資産を正確に把握」（骨太、政策実例2）</p>	<p>「所得の捕捉を公平に行うため、税、社会保険料を通じた『社会保障番号制度』を導入する。その実現と所得捕捉の徹底を前提として、高所得高齢者への年金支給減額を検討する」（Ⅱ、B、2、⑥）</p>
歳入庁	<p>「民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想は反対です」（J-ファイル、180）</p>	—	<p>「歳入庁設置に向けた準備を行うための新たな組織を2015年度に設置」（政策各論1、5）</p>	<p>「歳入庁の創設→所得課税、社会保険料の徴収漏れを防ぐ」（骨太、政策実例2）</p>	<p>「税と社会保険料を一元的に管理する『歳入庁』の設置により、社会保険未加入事業所の『消えた保険料』の徴収確保を実現する」（Ⅱ、B、2、①）</p>

（注）【 】内は筆者が説明を補足した事項。図表3の脚注も参照。（出所）各種報道および各政党の政権公約・政策集等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

税・社会保障の共通番号制度を導入する考え方には、自由民主党・公明党・民主党・日本維新の会・みんなの党のいずれも賛成のようである。もっとも、第三者機関のあり方や民間活用の範囲については考え方が異なるようである。特に、日本維新の会は「所得」だけでなく、「資産」も捕捉すると明記している点が特徴的である。

歳入庁の創設については、民主党・日本維新の会・みんなの党が賛成の態度を示しているが、自由民主党が反対しているため、実現は難しいものと思われる。